

Ⅱ. 2024年度（令和6年度）社会人選抜学生募集要項

1. 社会人選抜を実施する学部・学科及び募集人員

学 部	学 科	専 攻	募 集 人 員
情報学部	情報学科		若干名
医学部	保健学科	看護学専攻	若干名
		検査技術科学専攻	
		理学療法学専攻	
		作業療法学専攻	

- (注) 1. 上記以外の学部・学科は実施しません。
2. 本選抜は、同一日程の特別選抜と併せて受験することはできません。

2. 社会人選抜の出願要件

次の(1)～(10)までのいずれかに該当する者のうち、2024年4月1日現在、情報学部は社会人経験（家事・家業従事者を含む）5年以上を有する年齢23歳以上の者、医学部保健学科は社会人経験（家事・家業従事者を含む）3年以上を有する年齢25歳以上の者

- (1) 高等学校を卒業した者又は2024年3月31日までに卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校を卒業した者又は2024年3月31日までに卒業見込みの者
- (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は2024年3月31日までに修了見込みの者
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者若しくは2024年3月31日までに修了見込みの者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は2024年3月31日までに修了見込みの者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者又は2024年3月31日までに修了見込みの者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）又は合格見込みの者で、2024年3月31日までに18歳に達するもの
- (9) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により本学以外の大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学

力があると認められた者で、2024年3月31日までに18歳に達するもの

※ 上記(9)又は(10)によって本学の出願資格を得ようとする者は、本学の入学資格審査を受け認定を得る必要があります。詳細については、本学ホームページ(<https://www.gunma-u.ac.jp>)の入試情報を参照するか、本学学務部学生受入課入学試験係[電話：027-220-7150]へ問合せてください。

3. 出願手続

(1) 出願方法

インターネット出願

- | | | |
|--|---|---------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ① インターネットにより、志望情報等を入力する。 ② 入学検定料を支払う。 ③ 推薦書等の提出が必要な出願書類等を郵送する。 | } | ①、②、③のすべての手続きを行います。 |
|--|---|---------------------|

＜注意＞

1. インターネット出願は、インターネットでの入力及び入学検定料の支払いを行っただけでは出願手続き完了にはなりません。以下の期間内に必要な出願書類等が到着するように、簡易書留速達で郵送する必要があります。
2. インターネット出願ページでの志願者情報登録後、48時間以内に入学検定料を支払う必要があります。(ただし、11月7日(火)17時までとなります。)
3. 上記1. 及び2. を考慮し、早めにインターネット出願を行ってください。

※ 障害がある等でインターネット出願の利用が難しい方は、下記へ相談してください。
群馬大学学務部学生受入課入学試験係 電話 027-220-7150

(2) 出願期間および入学検定料納入期間

事 項	期 間
インターネット入力及び 入学検定料の支払	2023年10月19日(木)9時から 11月7日(火)17時まで
出願期間(提出が必要な出願書 類等の郵送)	2023年11月1日(水)から 11月7日(火)まで(必着)

注意事項

出願書類等(出願確認票、写真票、写真、推薦書等)の提出は、必ず簡易書留速達で郵送してください。簡易書留速達以外で郵送した場合、事故があっても本学ではその責任は負いません。

出願書類等は、2023年11月7日(火)までに必ず届くよう、郵送期間を十分考慮のうえ、発送してください。

ただし、出願期間後(11月8日(水)以降)に到着した場合でも、11月7日(火)までの(11月7日(火)を含む)発信局消印がある「簡易書留速達」に限り受理します。